

(案)

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」 開催等業務委託契約書

日本創生のための将来世代応援知事同盟（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」開催等業務について、次のとおり契約する。

(契約の目的)

第1条 甲は、「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」開催等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和8年7月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、乙に金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇〇円）を上限として委託業務に要する費用を委託料として支払う。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 甲と乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(案)

(情報セキュリティの確保)

第10条 乙は、この契約による事務を行うにあたり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し若しくは必要な報告を求め又は委託業務の実施について必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

第12条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の額の確定)

第13条 甲は、前条第1項の規定による甲の検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した額と第4条に規定する委託料とのいずれか低い額を確定額とし、書面により乙に対して通知するものとする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、前条の委託料の額確定の通知を受けた後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第15条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(案)

- (3) 第19条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
 - (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
 - (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(契約解除に伴う措置)

- 第17条 この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査の上、相当と認める額を乙に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、前払金があったときは、当該前払金の額を同項の履行部分に相当すると認める額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、乙は、その余剰金を甲の指定する日までに甲に返納しなければならない。

(危険負担)

- 第18条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

- 第19条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。
- 2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約の費用)

- 第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(案)

(著作権の帰属)

第21条 本契約により生じる成果物のすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 甲と乙は、この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(書類の整備保存)

第23条 乙は、委託事業に要した経費について、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載し、その内容を証する証拠書類とともに、その出納を常に明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及び証拠書類を委託業務の完了した日の属する年度の翌年度から5年間整備保存しておかなければならない。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット幹事

印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○

印

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- (1) この個人情報取扱特記事項の内容
 - (2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
 - (3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その事業所以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

- (1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。
 - (2) 乙が本件受託業務を行う上で事業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。
- 2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する事業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。
- (2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱うこと。

(案)

- (3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。

(取得の制限)

- 第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(監査、調査等)

- 第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地の監査、調査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

- 第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

- 第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受容するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

- 第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 乙は、甲に対して、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 乙は、甲に対して、本業務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等も含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するためには甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(案)

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

（情報資産の利用及び提供の制限）

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託の禁止）

第10条 再委託の取扱は、個人情報取扱特記事項の定めるところによる。

- 2 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。
- 3 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

（調査）

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事故報告）

第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講

(案)

じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、甲が県民に対し適切に説明するため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第15条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」
開催等業務

業務仕様書

令和8年1月
日本創生のための将来世代応援知事同盟

(案)

この「業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）は、日本創生のための将来世代応援知事同盟（以下「同盟」という。）が実施する「『日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし』開催等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、同盟が、契約する事業者（以下、「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」開催等業務 一式

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年7月31日（金）まで

(3) 予算額

4,950千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

2 本業務の目的

本業務は、同盟が、「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」（以下「サミット」という。）の開催を通じて、少子化対策をはじめとした女性や若者の希望がかなう環境づくりについて意見交換等をすることにより、将来世代を社会全体で応援する気運を高めることを目的とする。

3 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 本業務全般を推進するにあたっての運営管理

- ・ 同盟が主催する「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」と関連行事について、適切に企画調整・運営を行うこと。
- ・ 本行事の参加者が各道府県知事であることを踏まえ、細部に至るまで適切な配慮を行うこと。
- ・ 交通誘導警備員（駐車場、会場前、駅前等）を配備すること。
- ・ 準備段階から開催までのスケジュール調整及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ・ 会場内にスタッフを適切に配置し、名札を着用するとともに、全日程について、体制表と指揮命令系統及び各位の連絡先を予め明示すること。
- ・ 2日間通してカメラマンを手配し、記念撮影、視察のみならず、サミットの様子等の撮影を行うこと。YouTubeによる会議の配信も行うこと。また、写真データを同盟に納品すること。
- ・ 本件委託業務により発生したごみは、各法令等に従って、受託者の責任において分別、廃棄すること。

(2) 「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」（初日の会議）の企画・運営・管理

ア 開催日時

令和8年5月20日（水）14:00～17:30（予定）

イ 開催場所

アルソア女神の森 「陽陽」ほか（北杜市小淵沢町1578）

ウ 業務内容

- ・ サミットの開催に向けての企画・調整及び当日の運営・管理を行うこと。
(詳細は「別紙」のとおり)

(案)

工 留意事項

同盟の趣旨に沿った内容とし、山梨県らしさのあるものを盛り込むこと。

(3) 参加者等の送迎手配

- ・【5/20】小淵沢駅～アルソア女神の森～リゾナーレ八ヶ岳（宿泊先）、【5/21】リゾナーレ八ヶ岳～視察先（サントリー白州工場）～小淵沢駅間の同盟が手配する貸し切りシャトルバスの運行管理をすること。なお、知事用と知事秘書用及び随行者用は別車両とし、知事用は余裕のある配席とすること。
- ・視察行程内において、飲料水・おしぼり提供といった参加者へのおもてなしを行うこと。

(4) 記念撮影（於アルソア女神の森ほか）

ア 開催日

令和8年5月20日（水）、21日（木）

イ 業務内容

- ・撮影場所と必要な設備を準備すること。搬入搬出に係る経費も見込むこと。

4 成果品

成果品について、次のとおり作成し、同盟に提出すること。

(1) 内容

ア 実施報告書 1部

- ・本仕様書の内容に従い事業を実施し完了したことを、次の内容を含めて作成すること。
- ・サミットの概要を撮影したカラー写真を掲載すること。
- ・発言内容の全文を掲載すること。
- ・カラー印刷の元データ及び掲載写真のデータを、DVD等により提出すること。

イ インターネット用動画ファイル一式（同盟YouTubeチャンネル掲載用）

- ・サミットに係る動画及びダイジェスト版動画を、同盟ホームページ及びその他インターネットに掲出可能な動画ファイル形式で提出すること。
- ・動画ファイルの加工・編集・形式・容量及び納品方法については、同盟と調整すること。

(2) 納品場所

山梨県高度政策推進局政策調整グループ（山梨県庁本館3階）

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

電話：055-223-1553

(3) その他

- ・受託者がデジタル化し、同盟に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、同盟に帰属するものとする。
- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、同盟は責任を負わないこと。

5 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、隨時、同盟と協議すること。
- (2) 企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様を変更することがある。
- (3) 会場使用に伴う契約及び使用料の支払いは同盟が行う。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を同盟に対して書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 同盟は、本業務の履行につき、著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 同盟は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、同盟に対して書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

- 本業務の実施により作成された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から同盟に移転するものとする。その詳細については、同盟及び受託者間で協議の上、別途契約書に定める。

(4) 機密の保持

- 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

- 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in やまなし」(初日の会議) の企画・運営・管理

1 「日本創生のための将来世代応援知事サミット in やまなし」の実施概要

(1) 開催日

令和8年5月20日 (水) 14:00~17:30 (予定)

(2) 開催場所

アルソア女神の森 「陽陽」ほか (北杜市小淵沢町1578)

(3) 参加者

同盟加盟知事、将来世代応援企業表彰受賞企業、一般参加者等、約200人の参加を想定

(4) 開催内容

ア オープニングアクト

イ 開会挨拶

ウ 来賓挨拶

エ 将来世代応援企業表彰および事例発表

オ 知事たちによる意見交換 (トークイベント、詳細未定)

カ 共同声明発表

キ 次期開催県知事挨拶

ク 共同記者会見

2 本業務内容

受託者は、サミット全体が円滑に進捗するよう、次の事項を実施して、サミットの企画・運営・管理を行うこと。

(1) 計画策定

業務の推進体制及び業務スケジュールに係る計画を策定し、同盟が定める期日までに提出・報告すること。

(2) 企画・運営

ア サミット当日の実施体制及び運営スタッフの構成等設計を行い、進行台本及び運営マニュアルを作成の上、進行管理を行うこと。

イ サミットの進行に必要な通信環境 (Wi-Fi等) および機材 (動画撮影等) を手配するとともに、運営に必要なスタッフを配置し、映像や音声の操作及びコントロールを行い、サミットが遅滞なく円滑に進行するよう管理すること。また、YouTubeによるサミットライブ配信もを行うこと。

ウ 関係機関、出演者、会場管理者等との連絡調整、管理を行うこと。

エ オープニングアクトの企画、運営・管理を行うこと (謝金等の費用は経費に含む)。

(留意事項)

- ・ 同盟の趣旨や山梨県らしさのあるものとすること。
- ・ 出演交渉及び謝金等支払いを含む。
- ・ 出演者は、同盟と協議して決定すること。

オ 司会者の選定、調整を行うこと (謝金等の費用は経費に含む)。

カ 将来世代応援企業表彰及び事例発表

(留意事項)

- ・受賞企業の選定は、同盟構成道府県に所在する企業から、同盟が決定する。
- ・受賞企業の状況により、オンラインシステムを活用して参加する場合がある。その場合、

(案)

サミット前日までに、通信状況を確認するテストを実施すること。なお、受賞企業との連絡調整は原則同盟が行うが、システムへの接続補助などのサポートに必要な連絡は受託者で行うこと。

キ 知事たちによる意見交換

(留意事項)

- ・ 講演者及び知事たちによる意見交換時のゲストスピーカーについては、選定及び連絡調整は原則同盟が行い、謝金等の費用についても同盟が支払う。

ク 共同声明発表

(留意事項)

- ・ 知事による声明文の読み上げを行うもの。
- ・ 声明文の作成は同盟が行う。

ケ 一般参加者向けの託児用サービス（定員 10 名）の運営（保育士等の配置に係る費用は経費に含む）。

コ 会議場内にマスコミ（20 名程度を想定）の撮影・作業場所を確保すること

（3）広報物の作成等

ア 一般参加者への開催案内用チラシ及びポスター等の印刷作成、当日来場者用リーフレットの印刷作成をすること。

イ デザインに当たっては、山梨県らしさを打ち出したものとすること。

ウ イベントの開催に向けたプレスリリース、チラシ及びポスター等の配布は原則同盟が行う。

媒体	規格	数量	納品先
チラシ	A4判、4c/1c	3,000 部	山梨県高度政策推進局政策調整グループ 住所：〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号
ポスター	A2判、4c/0	100 部	
リーフレット	A3判、2つ折り、4c/4c	350 部	電話：055-223-1553

（4）記録および広報

ア 同盟の指示により、本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

イ サミットにおける発言録を作成すること。

ウ 同盟ホームページ及びその他インターネットへの掲載を目的とした動画を作成すること。

3 その他

同盟の趣旨や過去のサミットの状況等については、同盟ホームページを参照すること。

（ホームページ URL） <https://www.nihonsousei.jp/>